

年金制度改革法について

2025. 9. 30

厚生労働省 年金局長

朝川 知昭

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 令和7年年金制度改革の概要
- 将来の年金額の見通し
- 今後の課題

基礎的な数値

第1号被保険者 1,387万人 第2号被保険者 4,672万人
第3号被保険者 686万人 (令和5年度末)

今回の改正の適用拡大対象者 200万人
10～20時間の労働者 410万人

外国人加入者 268万人

高齢者の就業率 60～64歳 男84.0% 女65.0%

年金制度改正の全体像

基本の考え方

- 働き方や生き方、家族構成の多様化に対応する
- 現在の受給者、将来の受給者の双方にとって、老後の生活の安定、所得保障の機能を強化する



主な改正内容



社会保険の 加入対象の拡大

中小企業の短時間労働者などが、厚生年金や健康保険に加入し、年金の増額などのメリットを受けられるようにします。



在職老齢年金 の見直し

年金を受給しながら働く高齢者が、年金を減額されにくくなり、より多く働けるようにします。



遺族年金の見直し

遺族厚生年金の男女差を解消します。
こどもが遺族基礎年金を受け取りやすくします。



保険料や年金額の計算に使う 賃金の上限の引上げ

一定以上の月収のある方に、賃金に応じた保険料を負担いただき、現役時代の賃金に見合った年金を受け取りやすくします。



その他の見直し

こどもの加算などの見直し、脱退一時金の見直しを行います。
iDeCoに加入できる年齢の上限引上げなど私的年金の見直しを行います。

※国会における審議の中で、今後の社会経済情勢を見極めた上で、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合に、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講じる旨の規定が追加されました。

年金制度改革の施行日



2026/4

2027/4

2028/4

2029/4

2030/4

2031/4

社会保険の 加入対象の 拡大

賃金要件撤廃

公布から3年以内の政令で定める日～

新たな加入拡大の
対象となる方を支援
2026年10月～

企業規模要件を段階的に撤廃

従業員36～50人の企業は2027年10月～、21～35人の企業は2029年10月～、
11～20人の企業は2032年10月～、1～10人の企業は2035年10月～

常時5人以上の者を使用する
個人事業所の適用対象の拡大
2029年10月～

在職老齢年金 の見直し

支給停止の基準額(50万円)の引上げ
2026年4月～

遺族年金の 見直し

遺族厚生年金の男女差解消
2028年4月～(20年かけて段階的に)

保険料や年金額の計算に
使う賃金の上限の引上げ

上限(65万円)の引上げ

65万円→68万円 2027年9月～
68万円→71万円 2028年9月～
71万円→75万円 2029年9月～

子の加算

こどもを養育する年金受給者の加算額拡充
対象となる方の範囲拡大
2028年4月～

※常時5人以上の者を使用する個人事業所の適用対象の拡大は、既に存在する事業所は当分の間、対象外。

遺族基礎年金を受け取れるこどもの範囲拡大は、2028年4月施行。

iDeCoの加入可能年齢の引上げは、公布から3年以内の政令で定める日～。脱退一時金制度の見直しは、公布から4年以内の政令で定める日～。マクロ経済スライド同時終了は、次回財政検証(2029年)の結果を踏まえて実施。

社会保険の加入対象の拡大①

- ✓ 社会保険（厚生年金・健康保険）に加入する要件をわかりやすくします。
- ✓ これにより、働き方が選びやすくなるとともに、将来の年金の増額などのメリットを受けられます。

見直し①

短時間労働者の加入要件の見直し

加入要件が
シンプルに！

※学生は対象外です

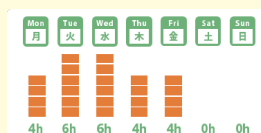
✓ 給与が月額88,000円以上



含まれないもの
・残業代
・賞与
・通勤手当

※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

✓ 週の勤務が20時間以上



※残業時間は原則、含みません。

51人以上の企業



賃金要件の撤廃

いわゆる年収106万円の壁がなくなります

全国の最低賃金の引上げ
の状況を見極めて、3年以内に廃止します



企業規模要件の撤廃

働く企業の規模にかかわらず加入できるようになります

10年かけて段階的に対象の企業を拡大します

51人以上 の企業	36人以上 の企業	21人以上 の企業	11人以上 の企業	10人以下 の企業
現在の 対象	2027年 10月から	2029年 10月から	2032年 10月から	2035年 10月から

※上記の時期を待たずとも労使合意に基づき加入することも可能です。

社会保険の加入対象の拡大②

- ✓ 社会保険（厚生年金・健康保険）に加入する要件をわかりやすくします。
- ✓ これにより、働き方が選びやすくなるとともに、将来の年金の増額などのメリットを受けられます。

見直し②

個人事業所の適用対象の拡大

（フルタイム労働者を含めた加入対象の拡大）

常時5人以上の者を使用する個人事業所

法律で定める17業種

対 象（現行どおり）

上記以外の業種（※）

対象外 ⇒ **対 象**

※ 農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業 等

5人未満の個人事業所

対象外（現行どおり）

2029年10月から

ただし、2029年10月時点で
既に存在している事業所は
当分の間、対象外とします

社会保険の加入対象の拡大③

社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者への支援

- 企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険（厚生年金・健康保険）の加入対象となる短時間労働者に対し、**3年間事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例的な措置**を実施します。
- 事業主が追加負担した保険料について、**その全額を制度全体で支援**します。

月額賃金（標準報酬） （年額換算）	8.8万 （106万）	9.8万 （118万）	10.4万 （125万）	11万 （132万）	11.8万 （142万）	12.6万 （151万）	13.4万 （161万）
労働者の負担 （3年目は軽減割合を半減）	本来の負担の 25/50	本来の負担の 30/50	本来の負担の 36/50	本来の負担の 41/50	本来の負担の 45/50	本来の負担の 48/50	本来の負担の 50/50

※労使合意に基づき任意に社会保険を適用する場合でも上記の支援措置を活用できるようにします。

事業主への支援

- 事業主向けの支援として、社会保険の加入にあたり労働者の収入を増加させる事業主への支援、加入拡大に関する事務の支援や生産性向上等に資する支援を検討しています。

社会保険の加入対象の拡大④

加入拡大の効果

- ✓ 約90万人の労働者が社会保険（厚生年金・健康保険）に加入し、将来の年金の増額などのメリットを受けられます。

社会保険に加入した場合の保険料と給付のイメージ

扶養されていなかった方（第1号被保険者）が加入した場合
～年金額が増加・保険料負担（※）は減少～

【例：年収130万円の場合】

厚生年金等の加入前
（第1号被保険者）

●保険料負担

（国民年金＋国民健康保険）

本人23,600円/月

国民年金：17,510円/月
国民健康保険：6,090円/月

●給付

年金額が**増加** ⇒ 20年間加入で11,100円/月（終身）
医療保険の給付が**充実**（傷病手当金・出産手当金）

基礎年金（終身）

厚生年金等の加入後
（第2号被保険者）

（厚生年金＋健康保険）

会社15,600円/月
本人15,600円/月

厚生年金：10,100円/月
健康保険：5,500円/月

厚生年金（終身）

基礎年金（終身）

扶養されていた方（第3号被保険者）が加入した場合
～年金額が増加・保険料負担（※）が発生～

【例：年収106万円の場合】

厚生年金等の加入前
（第3号被保険者）

●保険料負担

（国民年金＋国民健康保険）

本人負担なし

厚生年金等の加入後
（第2号被保険者）

（厚生年金＋健康保険）

会社12,500円/月
本人12,500円/月

厚生年金：8,100円/月
健康保険：4,400円/月

●給付

年金額が**増加** ⇒ 20年間加入で8,800円/月（終身）
医療保険の給付が**充実**（傷病手当金・出産手当金）

基礎年金（終身）

厚生年金（終身）

基礎年金（終身）

（※）短時間労働者への支援として3年間事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例的な措置もあります。（詳細は、P5）

在職老齢年金制度の見直し

- ✓ 年金を受給しながら働く高齢者の賃金と老齢厚生年金の合計が基準を超えた場合、老齢厚生年金が減額されます。（保険料負担に応じた給付を行う社会保険では例外的な仕組みです）
- ✓ この基準を**月50万円から62万円**に引き上げます。【2026年4月から】

※上記の金額は2024年度価格



見直しの効果

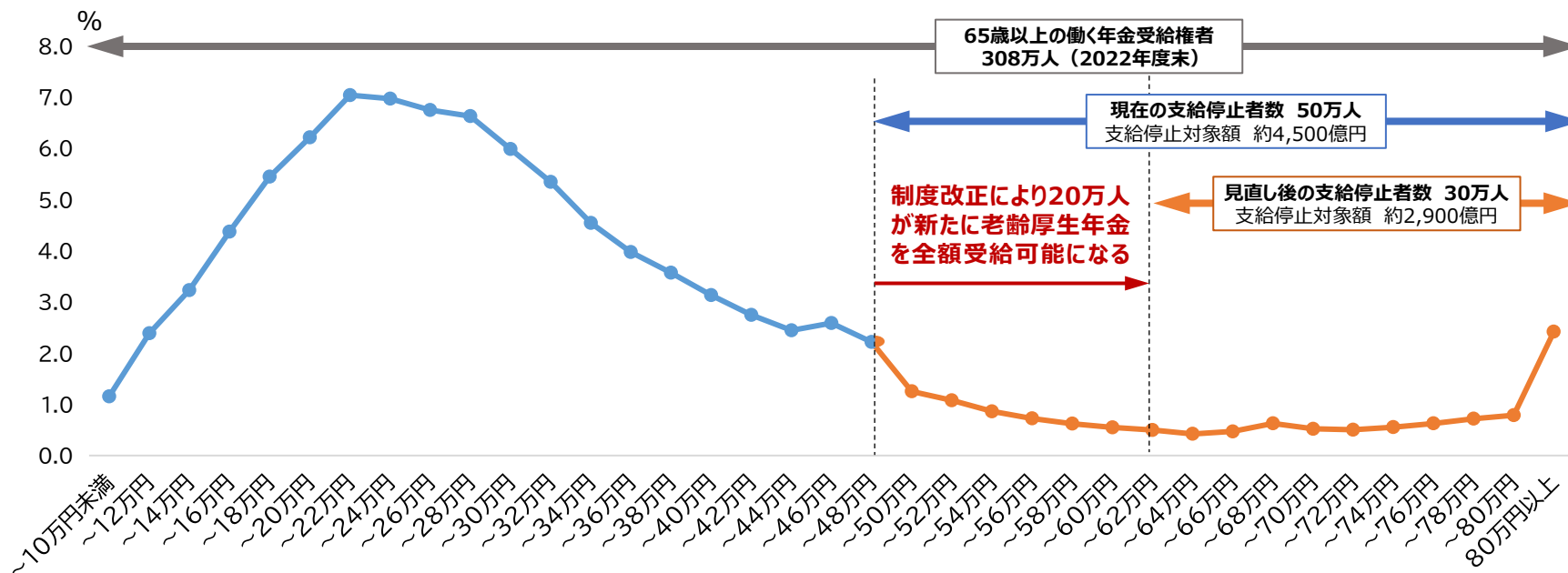
- 年金を受給しながら働く高齢者が、保険料負担に応じた本来の年金を受給しやすくなり、**年金の減額を意識せず、より多く働ける**ようになります。（新たに約20万人が年金を全額受給できるようになります）
- これにより、一部の業界で指摘される**高齢者の働き控えを緩和し、人手不足の解消**につなげます。

※この見直しは、厚生年金全体の将来の給付水準を下げる影響がありますが、今回の制度改正全体では給付水準は向上します。

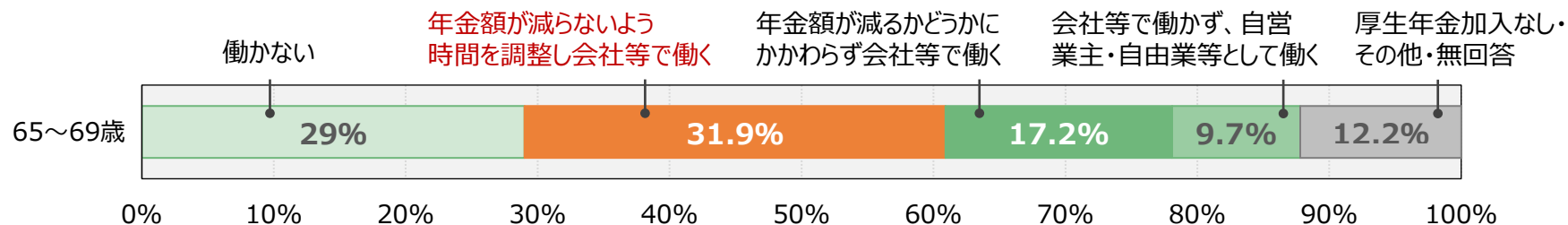
【例】賃金月45万円、厚生年金の受給額が月10万円の場合



1 65歳以上の老齢厚生年金の支給停止の状況



2 厚生年金を受け取る年齢になったときの働き方



引用元：令和5年度 内閣府政府広報室「生活設計と年金に関する世論調査」

遺族厚生年金の見直し

- ✓ 女性の就業率の向上などに合わせて、**遺族厚生年金の男女差を解消**します。
【男性は2028年4月から実施、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施】

現在の仕組み

女性

30歳未満で死別： **5年間の有期給付**

30歳以上で死別： **無期給付**

男性

55歳未満で死別： **給付なし**

55歳以上で死別： **60歳から無期給付**

見直し後

男女共通

60歳未満で死別： **原則5年間の有期給付**

配慮が必要な場合は

5年目以降も給付を継続

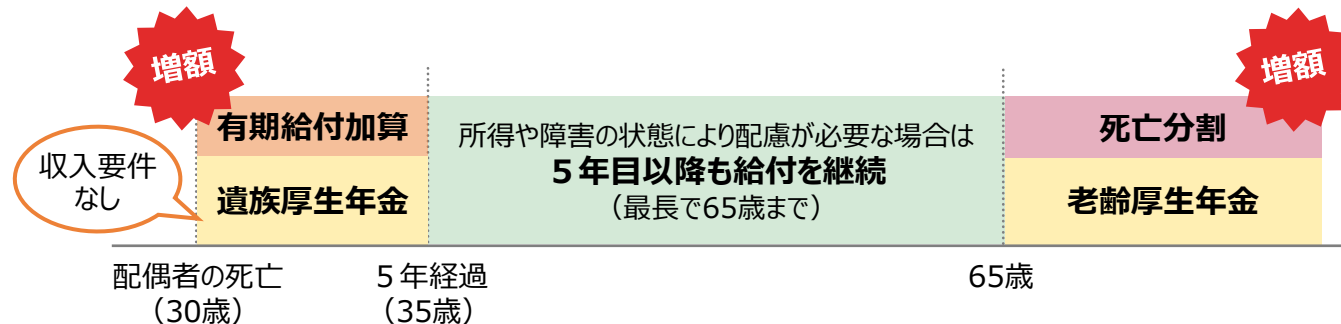
- 有期給付の収入要件（年収850万円未満）を廃止
- 年金額の増額（有期給付加算、死亡分割）

60歳以上で死別： **無期給付**（現行どおり）

いずれも、こどものいない場合（※こどもとは、18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方をいいます）

こどもがいる場合は、上記年齢を超えるまでは現行制度と同じ。超えた後から原則5年の加算によって増額された有期給付＋継続給付となる。

【例】こどものいない方が30歳で配偶者を亡くした場合（男女共通）



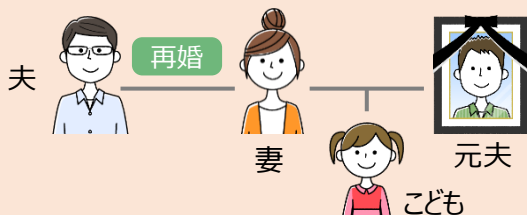
現在と変更のない方

- ・60歳以上で死別された方
- ・こども（上記※に該当）を養育する間にある方の給付内容
- ・改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
- ・2028年度に40歳以上になる女性

遺族基礎年金の見直し

- ✓ 父または母と生計を同じくしていても、**こどもが遺族基礎年金を受け取れる**ようにします。
(父または母が遺族基礎年金を受け取れない場合) 【2028年4月から実施】

事例 1



元夫の死亡後、妻が遺族基礎年金を受給していたが、妻が再婚したため、妻は遺族基礎年金を受け取れなくなった。

➡ 妻（こどもの母）と生計を同じくしていても
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

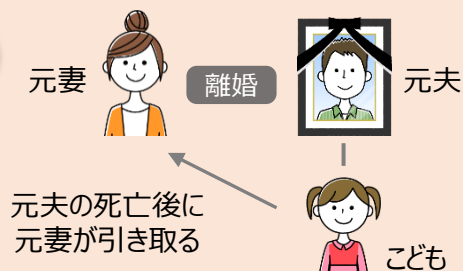
事例 2



夫の死亡後、妻は収入要件を超えているため、遺族基礎年金を受け取れない。

➡ 妻（こどもの母）と生計を同じくしていても
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

事例 3



離婚後、こどもを養育していた元夫が死亡したが、元妻は、元夫の死亡前に離婚していたため、遺族基礎年金を受け取れない。

➡ 元妻（こどもの母）に引き取られて、生計を同じくしていても
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

事例 4

祖父母などの直系血族（または直系姻族）の養子となり、生計を同じくしていても、
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

※父または母：直系血族または直系姻族であって、子と養子縁組した場合を含む。
※こども：18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方。
※上の例において、妻が死亡して夫がもらう場合でも同様。

厚生年金等の保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ

- ✓ 厚生年金等の保険料や年金額の計算に使う賃金の上限を**月65万円から75万円**に引き上げます。
【2027年9月から68万円、2028年9月から71万円、2029年9月から75万円に段階的に引き上げ】



見直しの効果

- 賃上げが行われる中で、賃金が月65万円を超える方に、賃金に応じた保険料を負担いただき、これまでよりも、**現役時代の賃金に見合った年金を受け取れる**ようにします。
 - ※ 月65万円の賃金は、平均的にはボーナス込みで年収1,000万円に相当します。
 - ※ 会社員男性の約10%が65万円の上限に該当しており、賃金が上限を超えると保険料が相対的に低く抑えられ、年金額も低くなります。
- さらに**厚生年金全体の給付水準が上昇**します。

**賃金月65万円以下の方の保険料は
変化しません**

【例】賃金月75万円以上の方の保険料と年金額の変化

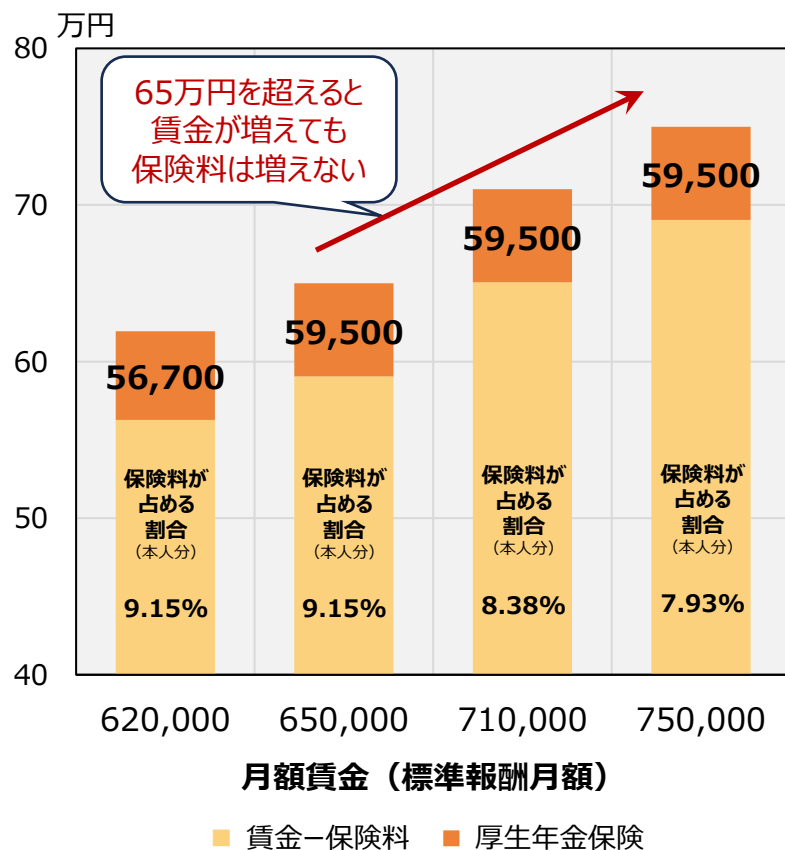
	保険料（本人負担）の変化 事業主が同額を負担します	年金額の変化
月75万円 以上の方	+月9,100円 (社会保険料控除を考慮すると +月約6,100円) 月59,500円 ⇒ 月68,600円 (65万円の9.15%) (75万円の9.15%)	10年該当すると +月約5,100円 （終身） (年金課税を考慮すると +月約4,300円)

※社会保険料控除、年金課税は、一定の前提をおいて試算しています。

1 賃金に対する厚生年金保険料の割合 (本人負担分)

(現行制度)

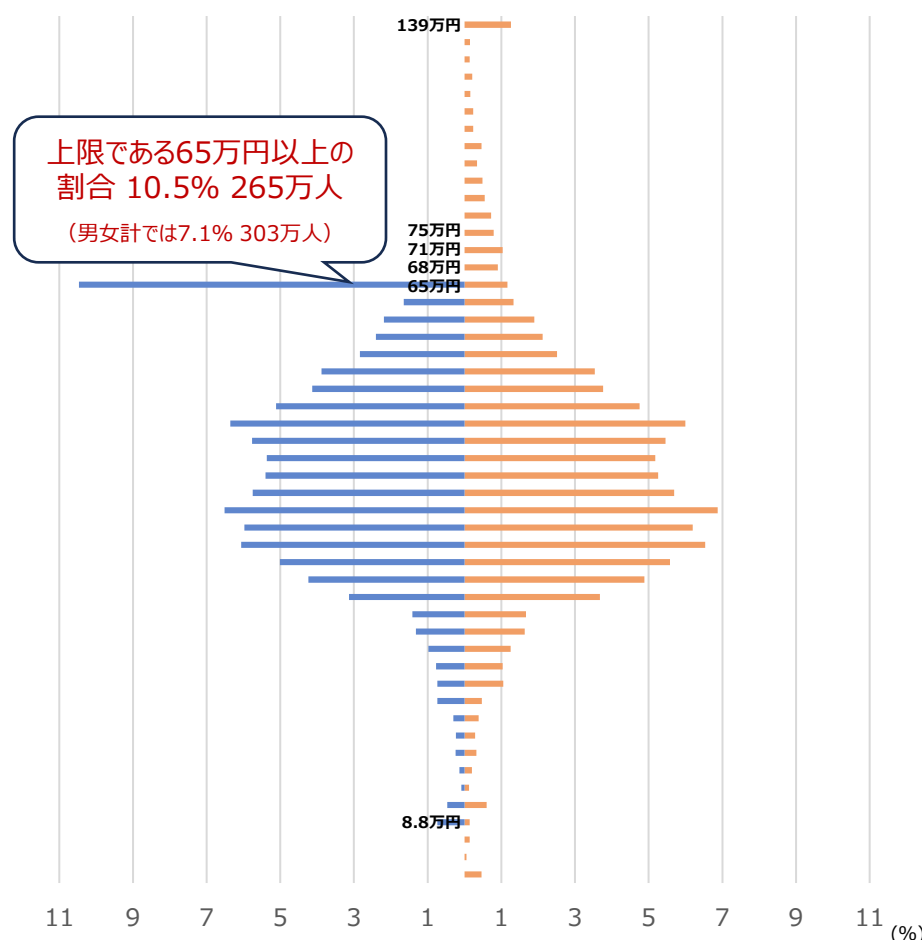
賃金月65万円（賞与を含めると平均で年収1,000万円程度）を超える方は、実際の賃金に対する保険料の割合が低く、賃金に応じた年金を受け取ることができない状態となっています。



2 賃金別の被保険者数の分布 (男性) (標準報酬月額)

■ 厚生年金保険 (2024年12月)

■ 健康保険 (2023年3月)



(出典) 厚生年金保険：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業月報」(第1号厚生被保険者の値)
健康保険：厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」(協会けんぽ及び健康保険組合に属する者の値)

その他の公的年金の見直し

こどもの加算などを見直し【2028年4月から】

- ✓ 年金を受給しながら、**こどもを育てている方への加算を充実**します。

【現行】

	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	第1,2子 234,800円 第3子以降 78,300円	子の加算 なし	子の加算 なし
基礎年金	子の加算 なし	第1,2子 234,800円 第3子以降 78,300円	第1,2子 234,800円 第3子以降 78,300円

【見直し後】

	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円
基礎年金	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円

基礎年金と厚生年金を両方受給している場合は厚生年金のみに加算が付きます。

- ✓ 女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえて、年下の配偶者を扶養している場合にのみ支給される老齢厚生年金の**配偶者の加算を見直します**（現行408,100円⇒見直し後367,200円、既受給者は現行の額のまま）

※上記の金額は全て2024年度価格

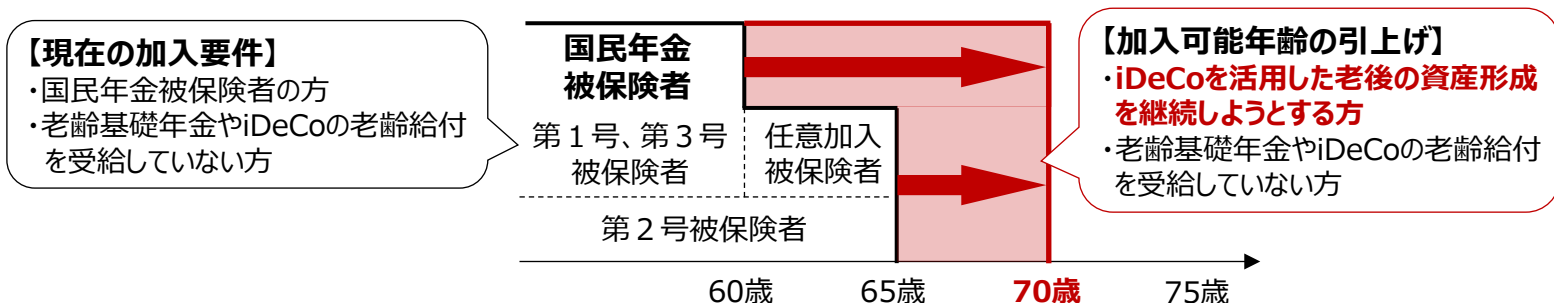
脱退一時金の見直し【4年以内に実施】

- ✓ 脱退一時金は、日本への滞在期間が短く、老齢年金を受け取れない外国人に一時金を支給するもの。
- ✓ **再入国許可付きで出国した外国人には、許可の有効期間内は脱退一時金を支給しない**こととします。
- ✓ 脱退一時金の支給上限を現行の**5年から8年に引き上げます**。

私的年金の見直し

iDeCoの加入可能年齢の上限引上げ【3年以内に実施】

- ✓ 働き方にかかわらず、**70歳になるまでiDeCoに加入**し、老後の資産を形成できるようにします。



※ iDeCoの拠出限度額の上限は、今後第1号被保険者が月7.5万円に、第2号被保険者が月6.2万円に引き上げられる予定です。

企業型DCの拠出限度額の拡充【3年以内に実施】

- ✓ 企業型DCの加入者が、事業主の拠出に上乗せして拠出できる**加入者掛金（マッチング拠出）**について、**事業主掛金の額を超えられないという制限を撤廃**し、拠出限度額の枠を十分に活用できるようにします。

※ 企業型DCの拠出限度額は、現行の月5.5万円から月6.2万円に引き上げられる予定です。

企業年金の運用の見える化【5年以内に実施】

- ✓ **企業年金の運営状況の情報を厚生労働省がとりまとめて公表**することにより、他社との比較や分析を行えるようにし、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにします。

令和7年度税制改正における企業年金・個人年金制度の見直しについて

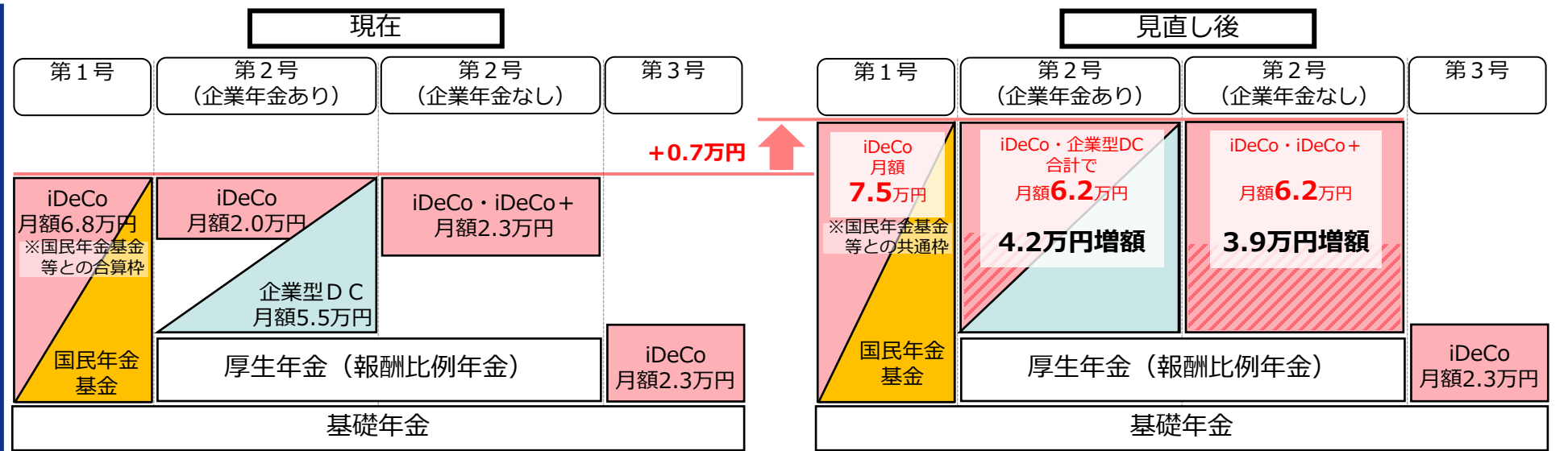
1 大綱の概要

確定拠出年金法等の改正を前提に、企業型確定拠出年金（企業型DC）・個人型確定拠出年金（iDeCo）等の拠出限度額の引上げやiDeCoの加入可能年齢の引上げ等の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

（主な見直し内容）

- 第2号被保険者の企業型DCの拠出限度額を月額6.2万円に引き上げる（現行：月額5.5万円）。
- 第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を月額6.2万円に引き上げる（現行：月額2.0万円又は2.3万円）。
- 第1号被保険者の拠出限度額（iDeCoと国民年金基金で共通）を月額7.5万円に引き上げる（現行：月額6.8万円）。
- iDeCoについて、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額6.2万円とする。
- 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。

2 制度の内容



社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の概要

改正の趣旨

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講ずる。

改正の概要

※赤字は、衆議院による修正部分

I. 働き方に中立的で、ライフスタイルの多様化等を踏まえた制度を構築するとともに、高齢期における生活の安定及び所得再分配機能の強化を図るための公的年金制度の見直し

1. 被用者保険の適用拡大等

- ① 短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件を令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に撤廃する。
- ② 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。 ※ 既存事業所は、経過措置として当分の間適用しない。
- ③ 適用拡大に伴い、保険料負担割合を変更することで労働者の保険料負担を軽減できるとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援する。

2. 在職老齢年金制度の見直し

一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額を50万円（令和6年度価格）から62万円に引き上げる。

3. 遺族年金の見直し

- ① 遺族厚生年金の男女差解消のため、18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする。これに伴う配慮措置等として、5年経過後の給付の継続、死亡分割制度及び有期給付加算の新設、収入要件の廃止、中高齢寡婦加算の段階的見直しを行う。
- ② 子に支給する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を見直す。

4. 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額を65万円から75万円に段階的に引き上げる（※）とともに、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入する。 ※ 68万円→71万円→75万円に段階的に引き上げる。

5. 将来の基礎年金の給付水準の底上げ

- ① 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、次期財政検証において基礎年金と厚生年金の調整期間の見通しに著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金又は厚生年金の受給権者の将来における基礎年金の給付水準の向上を図るため、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする。
- ② ①の措置を講ずる場合において、基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかった場合に支給されることとなる基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

II. 私的年金制度の見直し

- ① 個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限を70歳未満に引き上げる。
- ② 企業年金の運用の見える化（情報開示）として厚生労働省が情報を集約し公表することとする。

III. その他

- ① 子のある年金受給者の保障を強化する観点から子に係る加算額の引上げ等を行いつつ、老齢厚生年金の配偶者加給年金の額を見直す。
- ② 再入国の許可を受けて出国した外国人について、当該許可の有効期間内は脱退一時金を請求できないこととする。
- ③ 令和2年改正法附則による検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるため、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を、配慮措置を講じた上で次期財政検証の翌年度まで継続する。

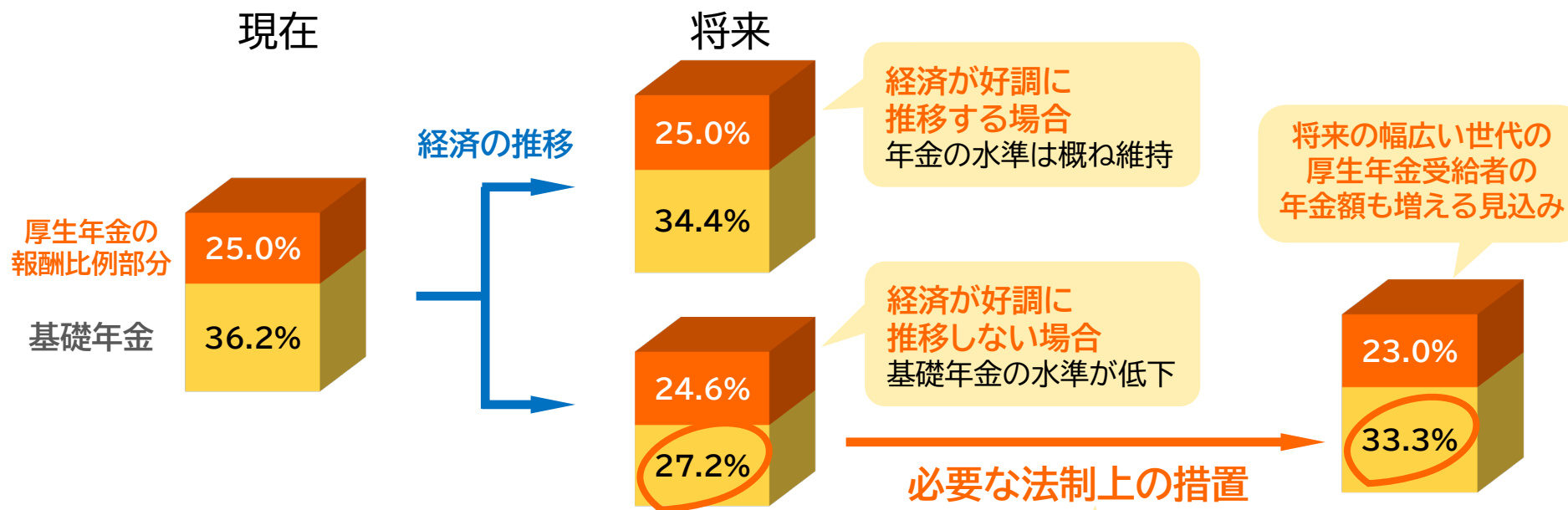
施行期日

このほか、遺族年金の受給要件に係る国民年金法附則第9条第1項のほか、同法、厚生年金保険法、協定実施特例法、確定給付企業年金法及び社会保険審査会法等について、令和2年改正法等で手当する必要があった規定の修正等を行う。

令和8年4月1日（ただし、I 5・Ⅲ③は公布日、I 1③は令和8年10月1日、I 4（68万円へ引上げ）は令和9年9月1日、I 1④（企業規模要件）は令和9年10月1日、I 1④（賃金要件）・Ⅱ①は公布から3年以内の政令で定める日、I 4（71万円へ引上げ）は令和10年9月1日、I 3・Ⅲ①は令和10年4月1日、I 4（75万円へ引上げ）は令和11年9月1日、I 1②は令和11年10月1日、Ⅲ②は公布から4年以内の政令で定める日、Ⅱ②は公布から5年以内の政令で定める日）

将来の基礎年金水準の低下への対応

経済が好調に推移しない場合の措置
具体的な制度設計は、社会経済情勢を見極め今後検討



- 物価や賃金が上昇し経済の局面が変わってきている中で、社会や経済の変化を見極め、次の財政検証（2029年の予定）で、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、給付と負担の均衡をとりつつ、**厚生年金の方も受給する基礎年金の将来の給付水準を上昇させるため、措置(※)**を講じます
- この措置を講じたことにより、**基礎年金と厚生年金の報酬比例部分の合計額が低下する方**には、その**影響を緩和するための措置**を講じます。

【これらの措置については衆議院での修正により法律に追加されました】

- 社会や経済の変化を見極めるため、厚生年金の報酬比例部分の年金額の伸びを抑える措置（マクロ経済スライド）を2030年度まで継続します。その際、厚生年金を受け取っている方に不利にならないよう伸びの抑制を緩やかにします。

【出所】令和6年財政検証オプション試算（適用拡大②）＜過去30年投影ケース＞

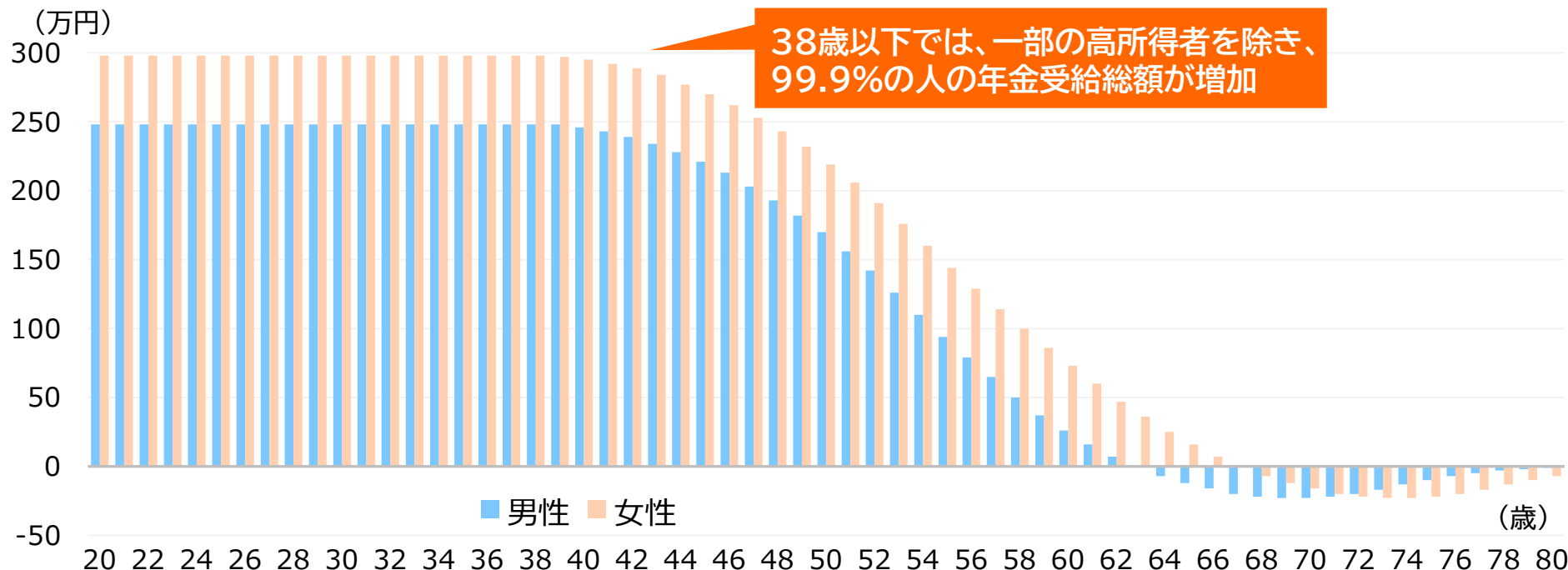
（※）この措置を実施するためには、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、その増加分に対応した安定財源の確保が必要。

厚生年金受給者が生涯に受け取る年金 受給総額への影響(モデル年金1人分)

経済が好調に推移しない場合の措置
具体的な制度設計は、社会経済情勢を見極め今後検討

- 経済が好調に推移しない場合に、厚生年金の方も受給する基礎年金の将来の給付水準を上昇させる措置を講じることで、令和6年財政検証を基に、機械的に計算すると、モデル年金(1人分)でみれば、
 - ✓ 62歳以下の男性、66歳以下の女性は、生涯に受け取る年金総額が増える見込みです
- 年金額がこの措置を講じなかった場合の額を下回るときは、その影響を緩和するための措置を講じます

モデル年金(1人分)：基礎6.7万円 + 比例4.6万円(合計11.3万円)



【出所】令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)＜過去30年投影ケース＞

(※1) 年齢は2025年度時点の年齢。また、年金額は2024年度価格。

(※2) 令和7年年金改正法では、基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講ずる場合において、基礎年金と報酬比例部分を合わせた年金額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる金額を下回る時には、その影響を緩和するために必要な措置を講ずることが規定されており、この緩和措置の内容により、生涯の年金受給総額のマイナス幅は変わる可能性があります。

(※3) この措置を実施するためには、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、その増加分に対応した安定財源の確保が必要。

制度改正案による所得代替率への影響

公的年金の制度改正案の主な内容

- ①被用者保険の適用拡大等（短時間労働者に係る企業規模要件及び賃金要件の撤廃＋5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消（対象者数：200万人））
 - ②在職老齢年金制度の見直し（支給停止となる収入基準額の引上げ： 50万円→62万円）
 - ③遺族年金の見直し
 - ④標準報酬月額上限の見直し（最高等級の改定ルールの見直し、上限額の引上げ： 65万円→75万円）
- ※2026～2030年度まで報酬比例部分のマクロ経済スライド調整率を1／3に緩和。

令和6年財政検証結果

足下(2024年度)

61.2%

〔 比例:25.0%
基礎:36.2% 〕

現行制度

成長型経済移行・継続 (実質1%成長)

57.6% (2037)

〔 比例:25.0% (調整なし)
基礎:32.6% (2037) 〕

過去30年投影 (実質ゼロ成長)

50.4% (2057)

〔 比例:24.9% (2026)
基礎:25.5% (2057) 〕

制度改正案

58.9% (2034)

〔 比例:24.7% (2030)
基礎:34.3% (2034) 〕

51.8% (2052)

〔 比例:24.6% (2030)
基礎:27.1% (2052) 〕

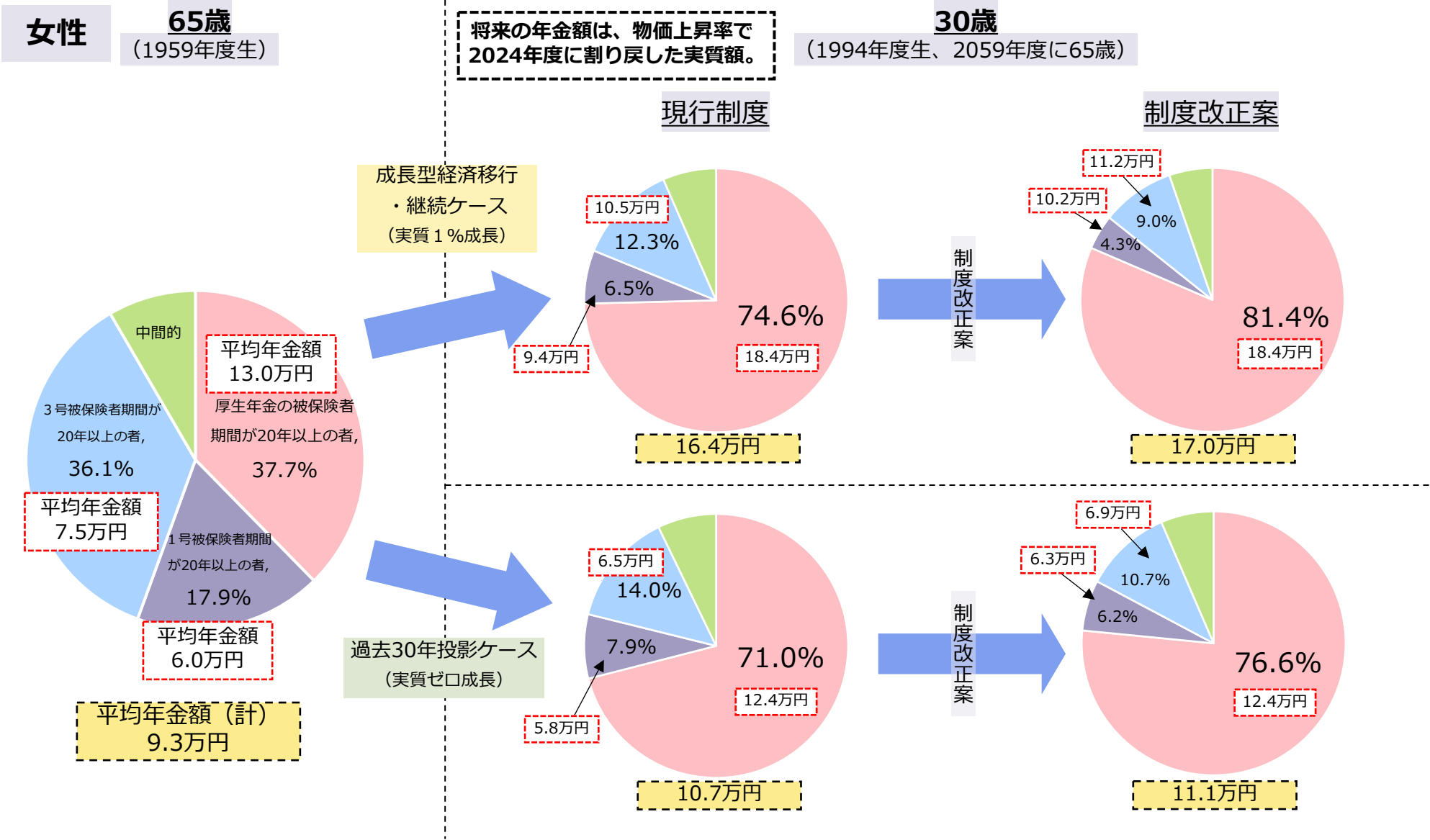
※ 給付水準調整終了後の所得代替率であり、
()内は給付水準の調整終了年度である。

注1： 試算の前提となる人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）

注2： 所得代替率への影響は、適用拡大により＋1.4%、在職老齢年金の見直しにより▲0.2%、標準報酬月額上限の見直しにより＋0.2%、その他（遺族年金の見直し等）により0.0%。

注3： 制度改正案においては、附則第3条の規定により報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を2030年度まで延長するが、過去30年投影ケースにおいて財政均衡を図るためには、1年分に満たない調整率により2031年度まで調整が必要。

制度改正案による経歴類型別割合や平均年金額への影響



※現行制度及び制度改正案（30歳世代について）のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

※経歴類型の「中間的」は「厚生年金の被保険者期間が20年以上の者」、「1号被保険者期間が20年以上の者」、「3号被保険者期間が20年以上の者」いずれでもない者をさす（厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。

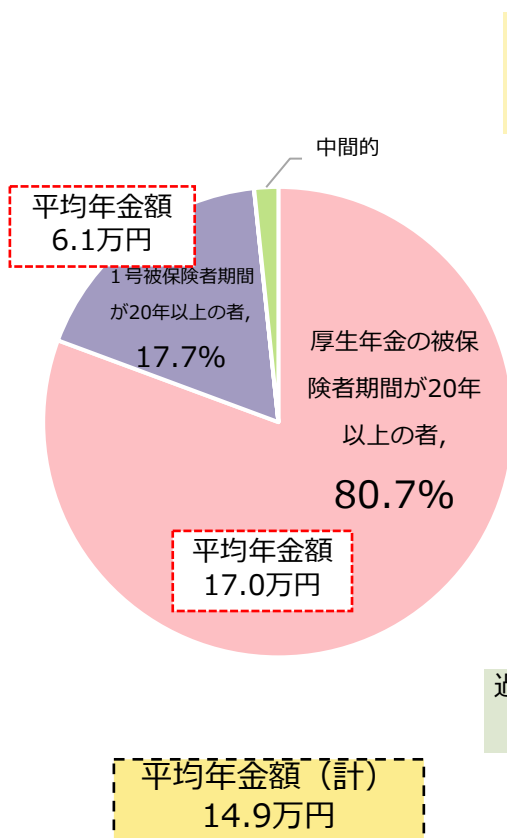
制度改正案による経歴類型別割合や平均年金額への影響

男性

65歳
(1959年度生)

将来の年金額は、物価上昇率で
2024年度に割り戻した実質額。

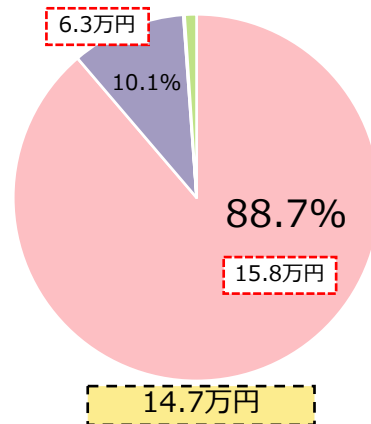
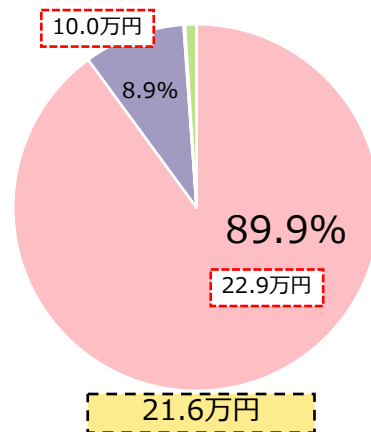
30歳
(1994年度生、2059年度に65歳)



成長型経済移行
・継続ケース
(実質1%成長)

過去30年投影ケース
(実質ゼロ成長)

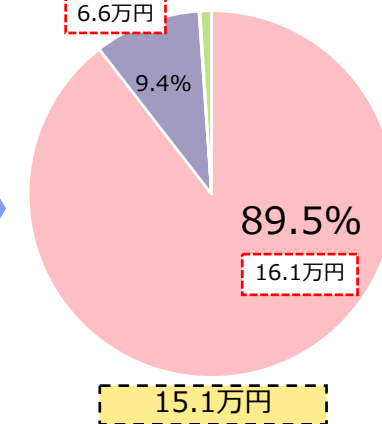
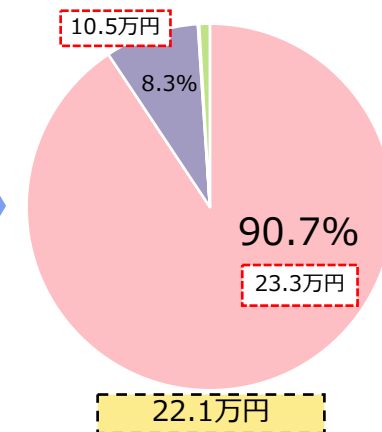
現行制度



制度改正案

制度改正案

制度改正案



※現行制度及び制度改正案（30歳世代について）のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

※経歴類型の「中間的」は「厚生年金の被保険者期間が20年以上の者」、「1号被保険者期間が20年以上の者」、「3号被保険者期間が20年以上の者」いずれでもない者をさす（厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。

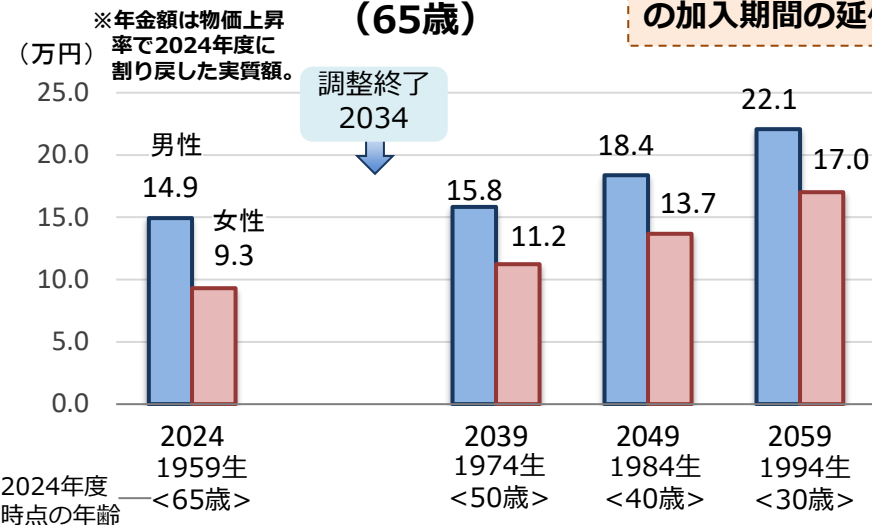
年金額の将来見通し（制度改正案）

成長型経済移行・継続ケース（実質1%成長、実質賃金上昇率（対物価）1.5%）

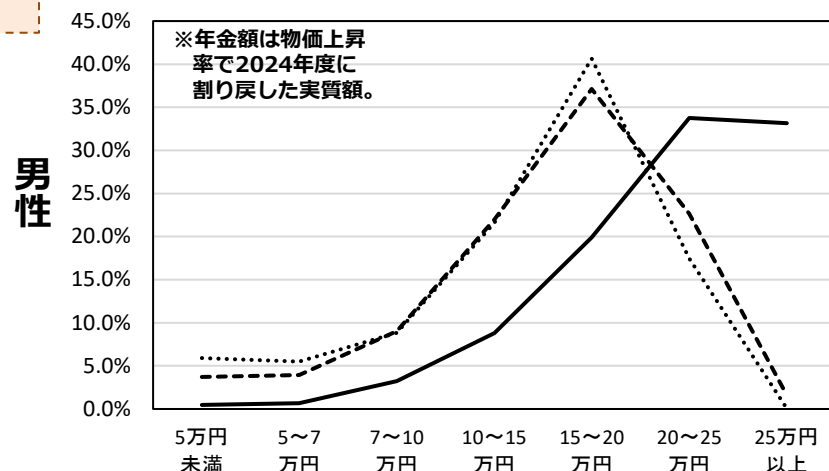
- 年金額（物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額）は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率が高いことからマクロ経済スライド調整期間においてもモデル年金、平均年金額は物価の伸びを上回って上昇し、低年金も減少していく見通し。

平均年金額【1人分】 （65歳）

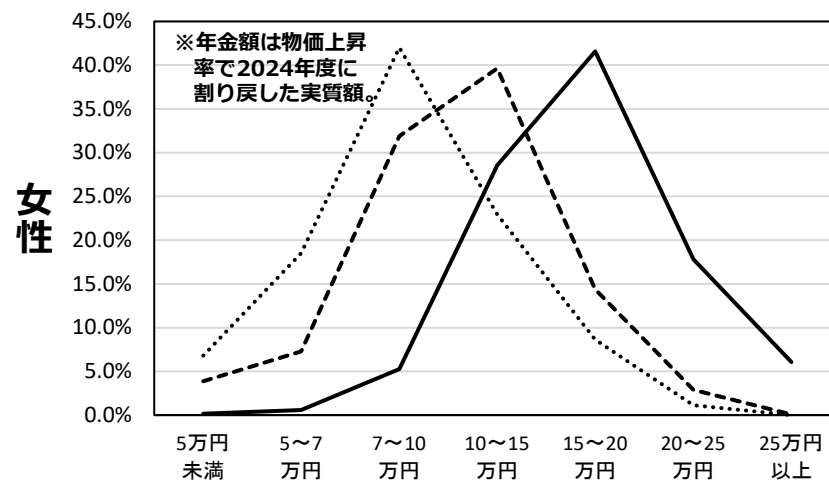
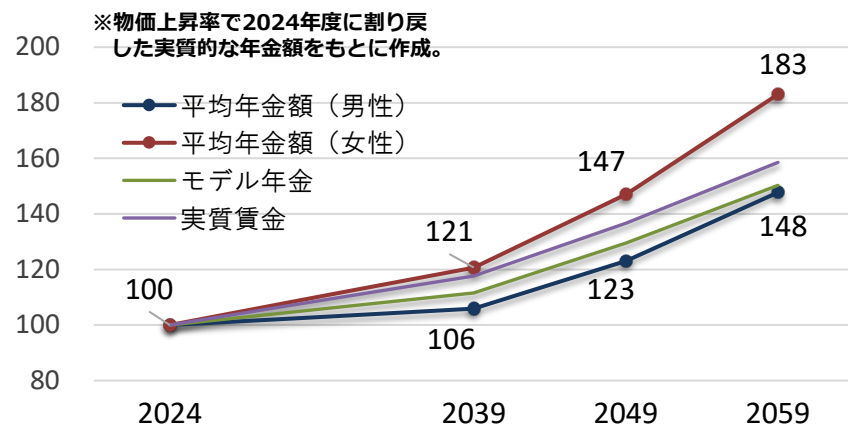
労働参加の進展による厚生年金
の加入期間の延伸を反映



年金月額分布



年金の伸び



..... 1959年度生 <65歳> - - - 1974年度生 <50歳> — 1994年度生 <30歳>

※1 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。
 ※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

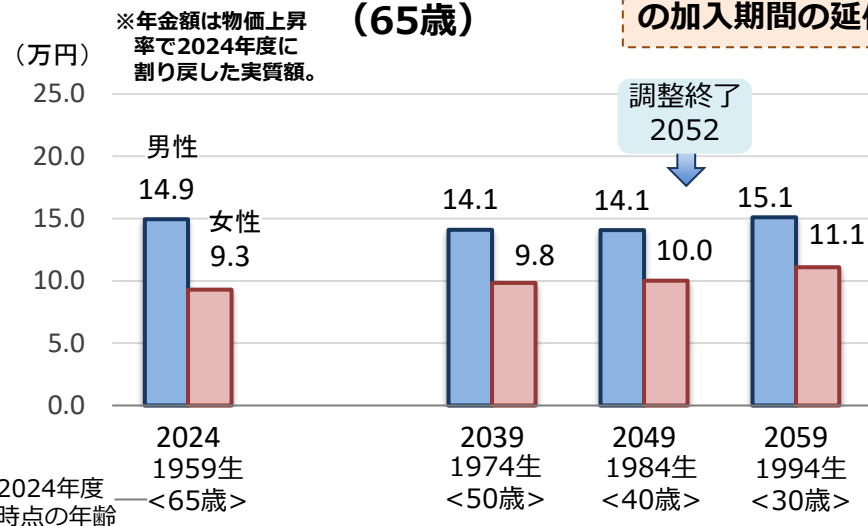
年金額の将来見通し（制度改正案）

過去30年投影ケース（実質ゼロ成長、実質賃金上昇率（対物価）0.5%）

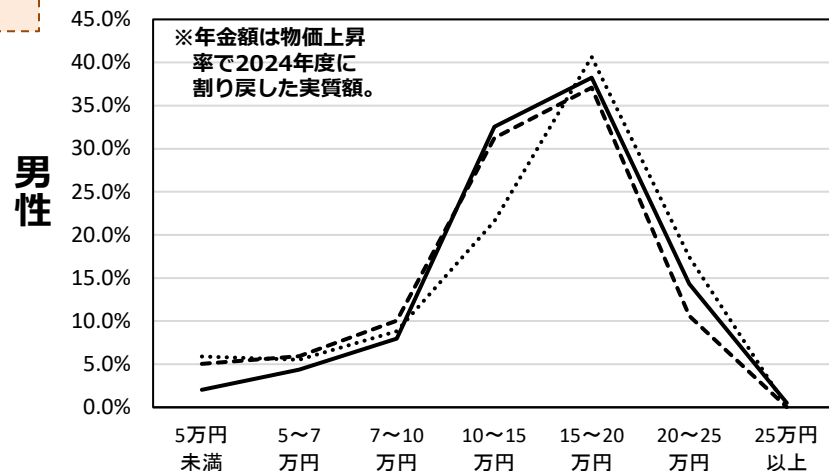
- 年金額（物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額）は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。過去30年投影ケースでは、マクロ経済スライド調整期間におけるモデル年金（特に基礎年金）は物価の伸びを下回るものの、女性の平均年金額は、労働参加の進展に伴う厚生年金の加入期間の延長により物価の伸びを上回って上昇し、概ね賃金と同等の伸びとなる見通し。低年金も減少していく見通し。

平均年金額【1人分】 （65歳）

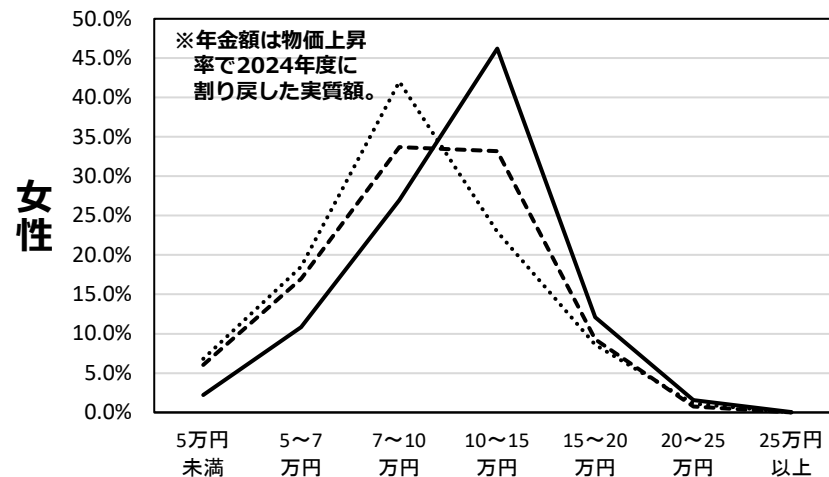
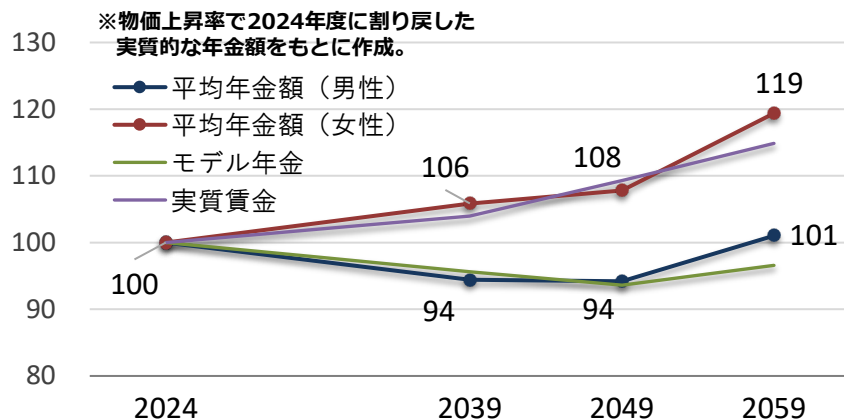
労働参加の進展による厚生年金
の加入期間の延伸を反映



年金月額の分布



年金の伸び



..... 1959年度生 <65歳>
 ----- 1974年度生 <50歳>
 ————— 1994年度生 <30歳>

※1 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。
 ※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

現役時代の経歴類型の変化（性、生年度別）

—制度改正案—

○ 労働参加の進展により、若年世代ほど、厚生年金期間中心の者が増加し、1号期間中心や3号期間中心の者が減少する見通し。

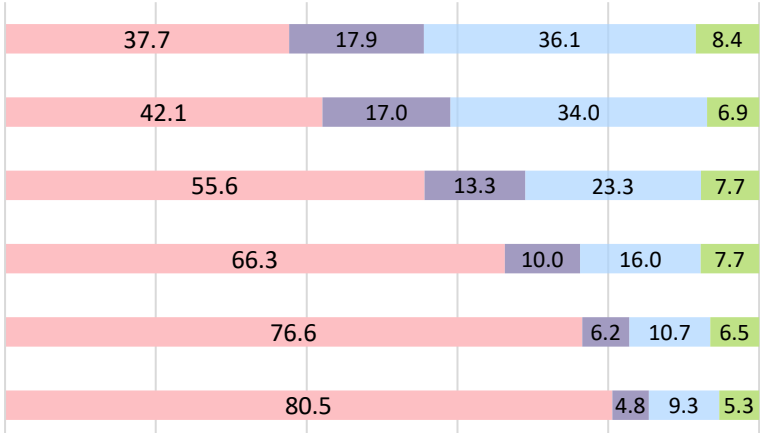
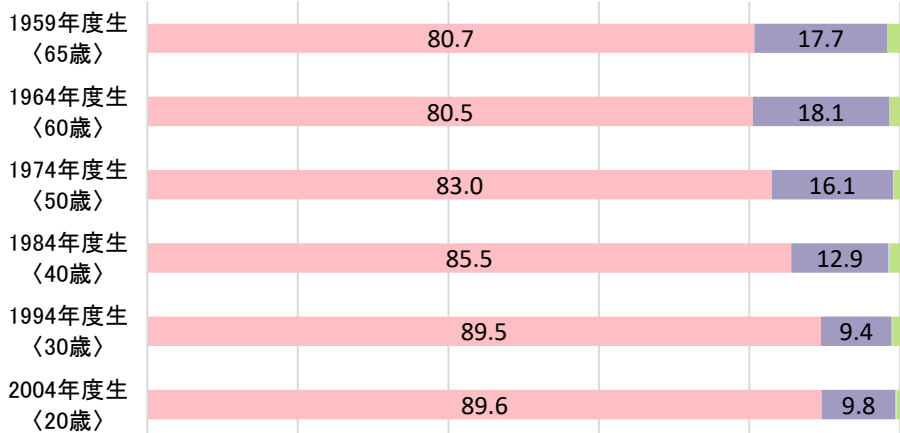
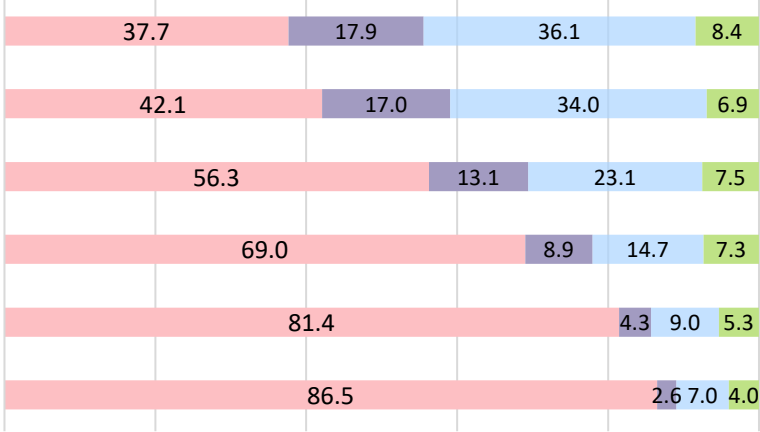
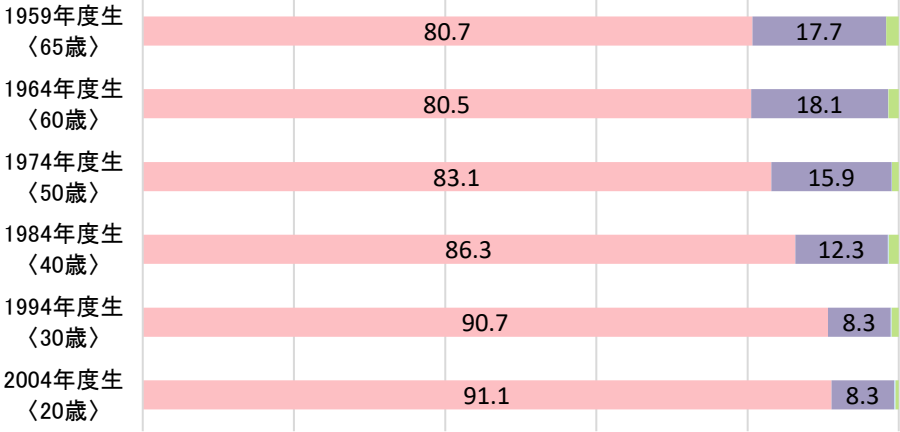
〈 〉は2024年度末の年齢

男性

女性

成長型経済移行・継続

過去30年投影



■ 厚生年金期間中心 ■ 1号期間中心 ■ 3号期間中心 ■ 中間的な経歴

(注) 労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

老齢年金の年金月額分布の変化（生年度別）

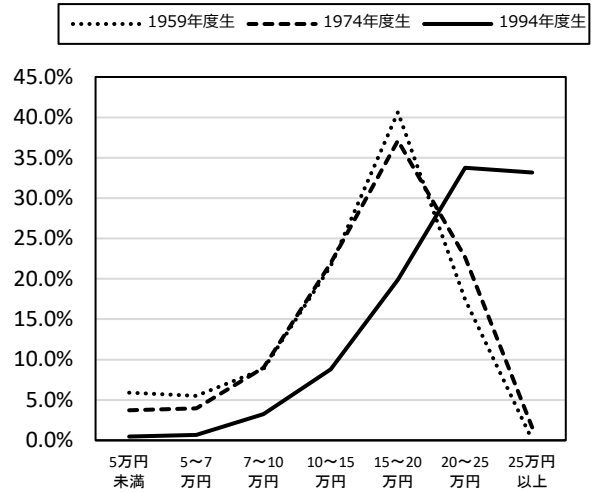
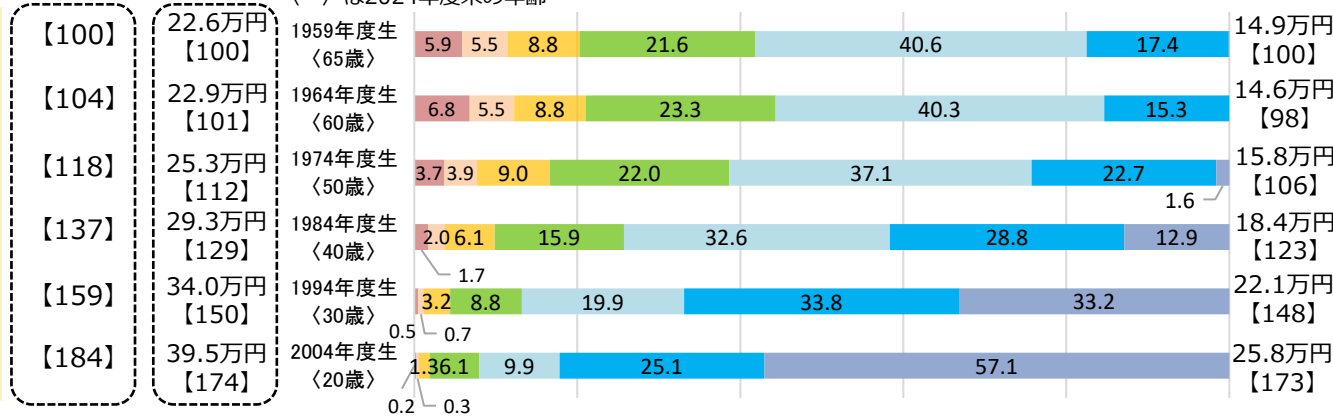
—制度改正案、男性—

○ 労働参加の進展による厚生年金被保険者期間の延伸と実質賃金の上昇を背景に、若年世代の方が、低年金が減少する見通し。

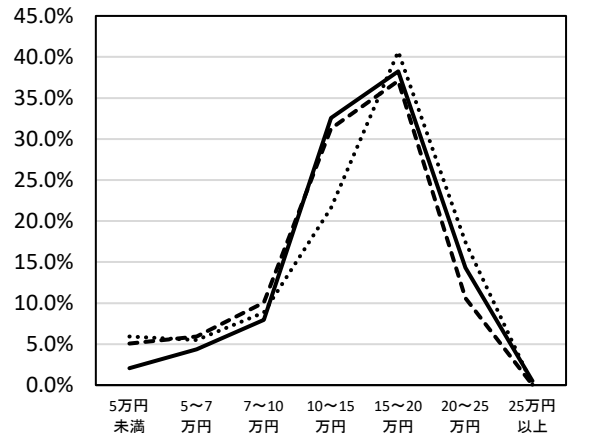
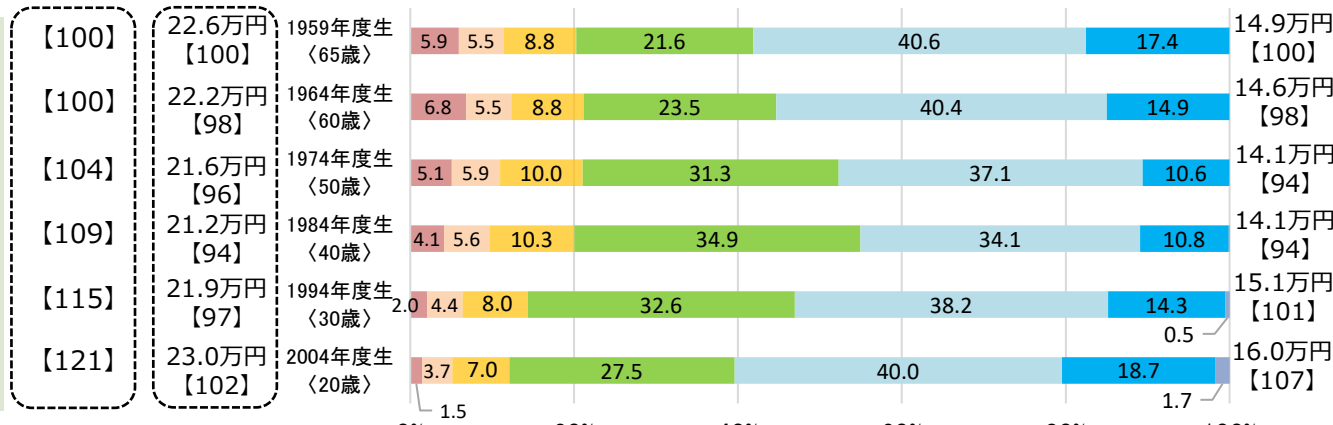
※ 実質賃金指数、モデル年金額、年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質値。
※ 実質賃金指数、モデル年金額、平均年金額の【】内の値は、2024年度の水準を100として指数化した値。

実質賃金指数 モデル年金額
2024年=100 【指数】
(65歳時点) (65歳時点)

成長型経済移行・継続



過去30年投影



(注) 労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

老齢年金の年金月額分布の変化（生年度別）

一制度改正案、女性一

- 労働参加の進展による厚生年金被保険者期間の延伸と実質賃金の上昇を背景に、若年世代の方が、年金月額（実質）は増加していき、低年金も減少する見通し。
- 平均年金額（実質）の伸びは、賃金の伸びと同等（過去30年投影ケース）又は上回る（成長型経済移行・継続ケース）見通し。

※ 実質賃金指数、モデル年金額、年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質値。
 ※ 実質賃金指数、モデル年金額、平均年金額の【】内の値は、2024年度の水準を100として指数化した値。

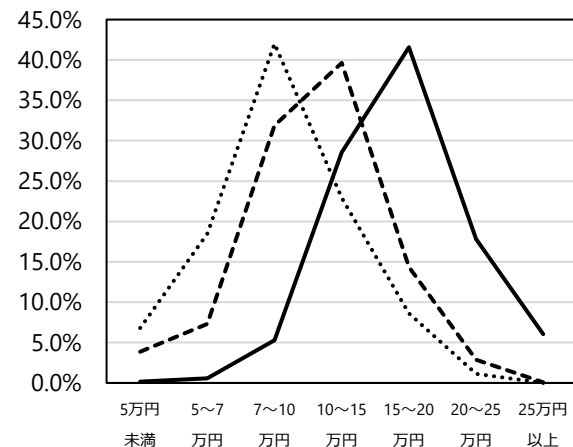
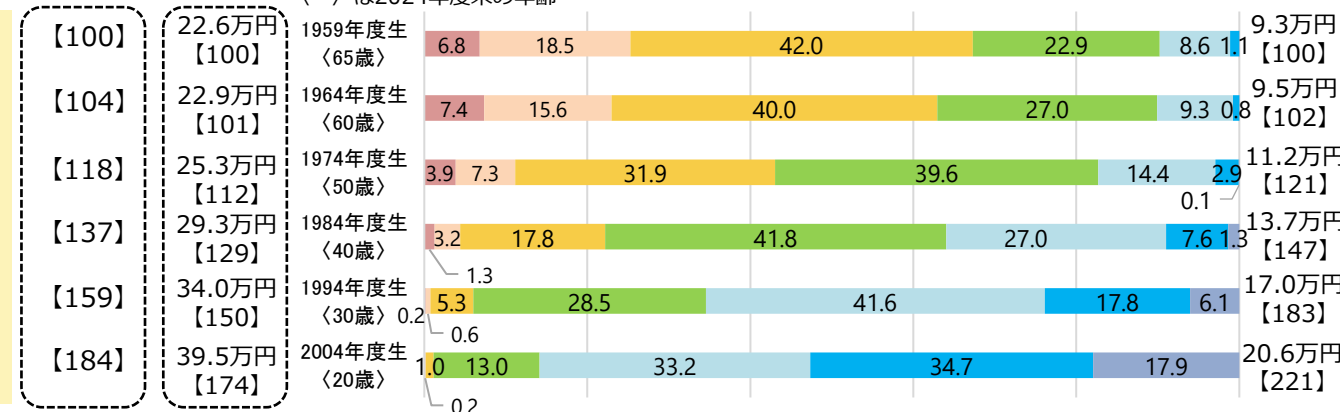
実質賃金指数 2024年=100
 モデル年金額 【指数】
 (65歳時点) (65歳時点)

〈 〉は2024年度末の年齢

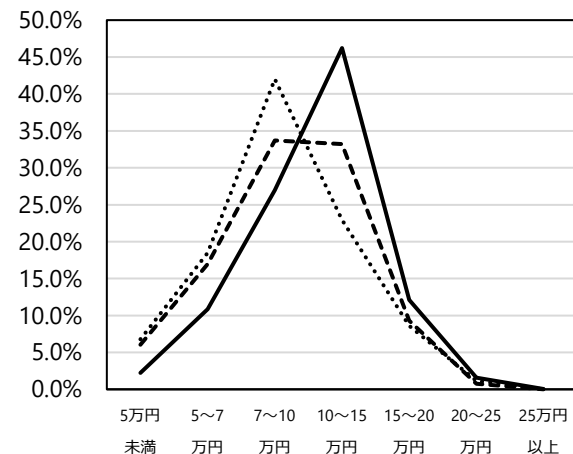
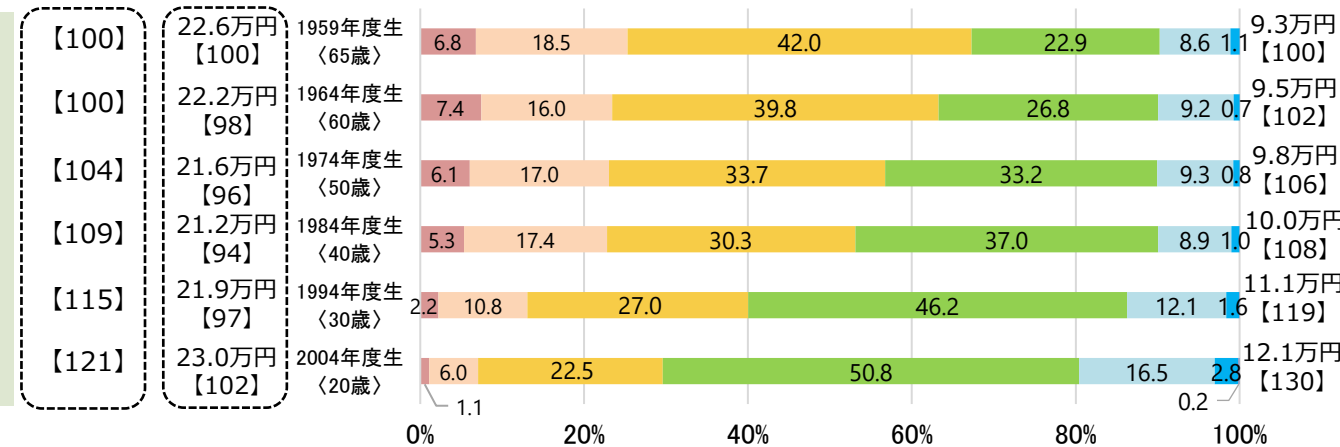
平均
年金月額
【指数】

..... 1959年度生 --- 1974年度生 — 1994年度生

成長型経済移行・継続



過去30年投影



■ 月額5万円未満 ■ 5~7万円 ■ 7~10万円 ■ 10~15万円 ■ 15~20万円 ■ 20~25万円 ■ 25万円以上

(注) 労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

老齢年金の平均年金月額（指数）の変化（性・生年度別）

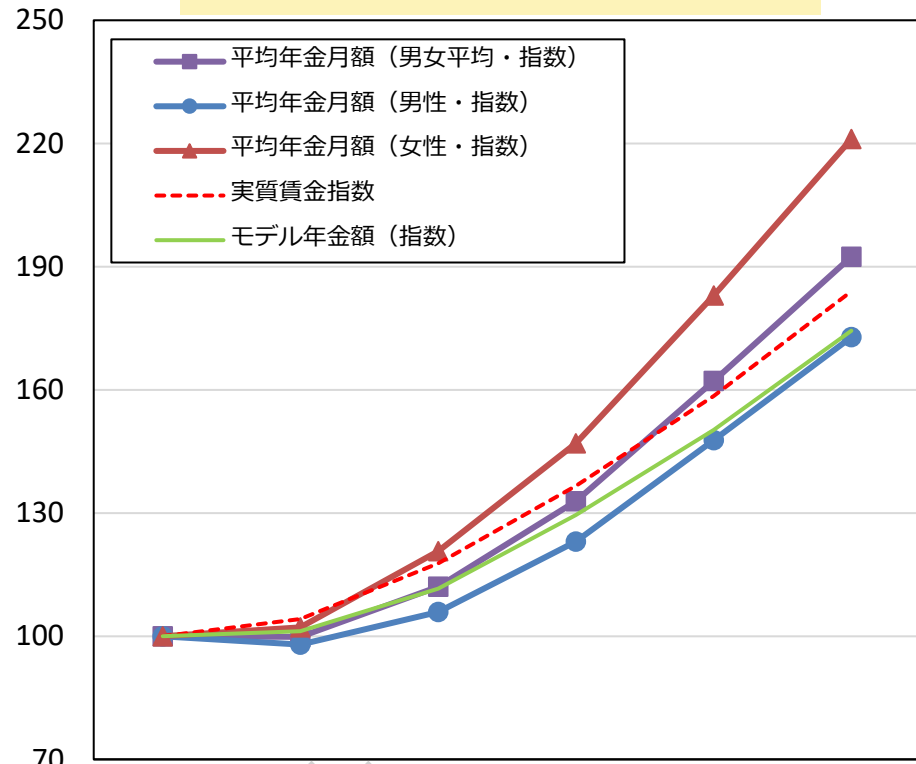
—制度改正案—

- 若年世代ほど年金額（実質）が上昇。特に女性は、成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケースともに実質賃金を上回る伸びを示す。

※すべての指標を2024年度=100として指数化したもの。

※平均年金月額指数及びモデル年金額指数は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質値をもとに作成。

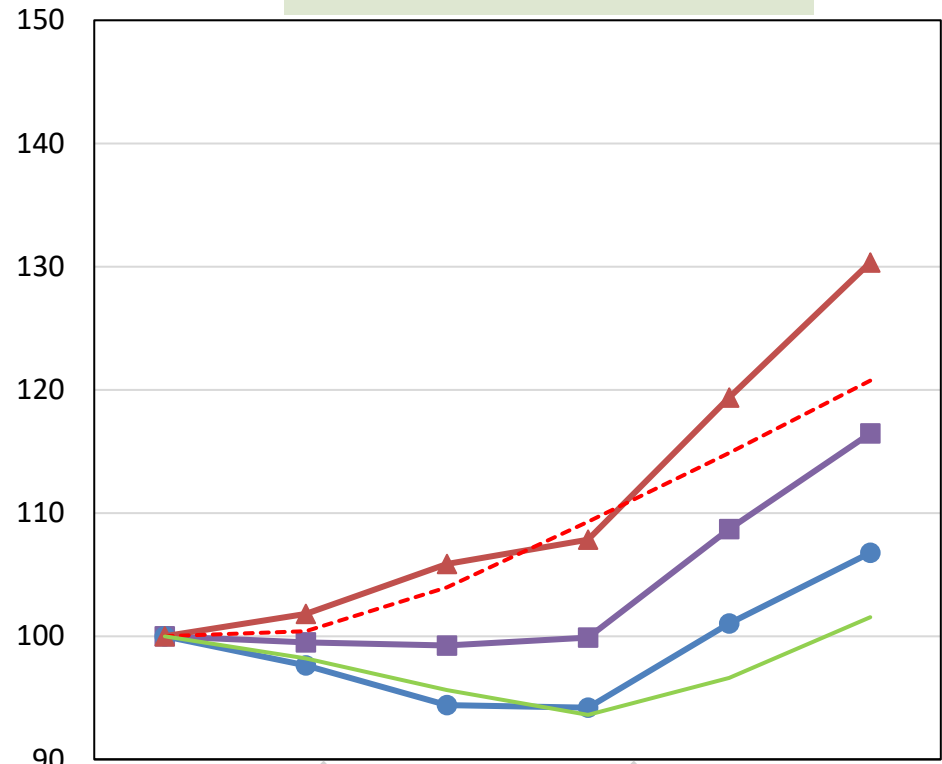
成長型経済移行・継続



生年度 1959年度生 1964年度生 1974年度生 1984年度生 1994年度生 2004年度生
2024年度年齢 <65歳> <60歳> <50歳> <40歳> <30歳> <20歳>
65歳到達年度 2024年度 2029年度 2039年度 2049年度 2059年度 2069年度

比例の調整終了 (2030) 基礎の調整終了 (2034)

過去30年投影



生年度 1959年度生 1964年度生 1974年度生 1984年度生 1994年度生 2004年度生
2024年度年齢 <65歳> <60歳> <50歳> <40歳> <30歳> <20歳>
65歳到達年度 2024年度 2029年度 2039年度 2049年度 2059年度 2069年度

比例の調整終了 (2030) 基礎の調整終了 (2052)

（注1）労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

（注2）制度改正案においては、附則第3条の規定により報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を2030年度まで延長するが、過去30年投影ケースにおいて財政均衡を図るためには、1年分に満たない調整率により2031年度まで調整が必要。

今後の課題

- 制度改正も含めた年金制度の理解の促進
- 所得再分配機能の強化
 - 更なる厚生年金の適用拡大
 - マクロ経済スライド調整期間の一致
 - 基礎年金拠出期間の延長
 - 年金生活者支援給付金
- 第3号被保険者制度の取扱い
- 企業年金・個人年金の充実

ご静聴ありがとうございました。

厚生労働省 年金局長

朝川 知昭

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan